◎新潟県告示第899号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
医心館訪問介護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス	訪問介護	令和８年10月23日	令和８年10月31日
医心館訪問介護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス	訪問介護	令和８年10月23日	令和８年10月31日
医心館訪問看護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス	訪問看護 介護予防訪問看護	令和８年10月２日	令和８年10月31日
医心館訪問看護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス	訪問看護 介護予防訪問看護	令和８年10月２日	令和８年10月31日